

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：外国語・第1外国語（英語）／専門科目（ ）

試験時間：（60）分

問1. 下線部（1）～（4）を日本語に訳しなさい。（50点）

(1) What do we mean by labeling a form of constitutional change as 'abusive'? As in our prior work, we rely on a definition that focuses on the impact of changes on democracy, and in particular on the 'minimum core' set of rights and institutions necessary for a true constitutional order. We label a given change as abusive if it makes the constitutional order meaningfully less democratic than it was previously, using this minimum core conception of democracy as our yardstick.

(2) Some scholars have defended rights-based judicial review as advancing a substantive conception of democracy, whereas others have suggested that it is incompatible with a commitment to democratic equality in the process of self-government. In part, this reflects differing views about the scope of reasonable disagreement about commitment to freedom, dignity, and equality for all citizens. It also reflects differences in the degree to which different democratic theorists emphasize the substantive notions of equality and respect among citizens in the process of self-government versus more procedural ideas about universal franchise, political competition, and regular, free and fair elections.

(3) One notion of democracy entails a commitment to public participation in processes of government, deliberation about matters of public importance, and substantive and procedural protection for various individual rights of liberty and equality. This is what Richard Posner labels 'concept 1' democracy. In the United States, it is an idea often associated with the work of John Rawls on political liberalism, and Ronald Dworkin on law and democracy. But it is an idea of democracy that has been enriched and refined both in the United States and elsewhere by a vast number of deliberative democratic and rights-oriented scholars.

(4) Another understanding of democracy is thinner or more minimalist. It is centered around the idea that democracy entails a commitment to regular, free and fair elections, conducted on the basis of universal adult suffrage and competition between two or more political parties. This is the understanding of democracy Posner calls 'concept 2' democracy, and which is often associated with the work of Joseph Schumpeter, and in the United States, with modern election law scholarship on 'politics as markets'.

出典 Dixon, Rosalind, and David Landau, *Abusive Constitutional Borrowing: Legal Globalization and The Subversion Of Liberal Democracy*, Oxford University Press, 2021: 23-34. 出題にあたって一部省略した。

問2. 下記の文章を読み、ここで管轄権 (jurisdiction) はいかなる役割を果たすものと考えられているか説明しなさい。(50点)

It is arguably the control of legislatures and taxation that makes national governments pre-eminent among the social institutions whose actions mould the character of everyday life. By stipulating in laws what must and what must not be done, and by exercising its control over the resources necessary to do those things, the national government – and with it, the nation-State – retains its primary importance. When one adds the special position of the national government's ministry of foreign affairs, which is the accepted contact point with foreign governments, the case for a focus upon the nation-State becomes overwhelming, no matter how active and flourishing informal trade and social links with foreign groups might be.

This is where the legal concepts of territorial sovereignty and of jurisdiction play a crucial role. Each State has the sovereign right to decide upon its social and economic structures, and to lay down laws that will have a major influence on the national character of the State and of life within it. The legal concept of jurisdiction determines the reach and priority of those laws. It sets the limits within which a State has the right to prescribe such rules, and also within which a State has the right to enforce them.

出典 Vaughan Lowe, *International Law: A Very Short Introduction*, Oxford University Press, 2015: 85-86.

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（民法）

試験時間：（90）分

I 【50点】

(1) Aが死亡して、子のBとCが共同相続したが、甲土地については、Bに「相続させる」趣旨の遺言がなされていた。Bがその旨の登記を経由しないでいたところ、Cの債権者Dは、甲土地について、BとCが共同相続したとして、その旨の共同相続の登記を代位申請したうえで、Cの2分の1の共有持分を差し押さえた。これに対して、Bは、「相続させる」趣旨の遺言によって甲土地はBの単独所有になったとして、第三者異議の訴え（民事執行法38条）を提起することができるか、検討せよ。

(2) Aが死亡して、子のB・C・Dが共同相続した。Bが相続放棄の申述をし、適法に受理されたが、その旨の登記はされなかった。Bの債権者Eは、Aの遺産である甲土地について、B・C・Dが共同相続したとして、共同相続の登記を代位申請したうえで、Bの3分の1の共有持分を差し押さえた。これに対して、CとDは、Bの相続放棄によって甲土地はCとDの共有となっており、Bの共有持分は存在しないと主張して、Eの差押登記の抹消を求めることができるか、検討せよ。

II 【50点】

民法上の原則として、「過失責任の原則」と「契約自由の原則」がある。

(1) まず、「過失責任の原則」について説明をしたうえで、この原則と「契約自由の原則」とはどのような関係にあるかを論じなさい。そのうえで、「過失責任の原則」を修正する原則ないし考え方について、民法上の具体的な条文を挙げながら説明しなさい。

(2) 次に、「契約自由の原則」について、その原則を修正する民法上のルールについて、具体的な条文を挙げながら検討しなさい。

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（国際法）

試験時間：（ 90 ）分

以下の2つの問いについて答えなさい。

問1（50点）

国連総会決議が、国際法の発展において果たしうる役割について論じなさい。

問2（50点）

国際人道法が適用される紛争の種類と、その区別基準について論じなさい。

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（国際私法）

試験時間：（90）分

以下の【設問1】，【設問2】にそれぞれ答えよ。

【設問1】（50点）

日本人X男と甲国人Y女は、2010年に甲国にて同国法の方式にしたがって婚姻し、甲国で婚姻生活を送っていた。Xの転勤に伴い、2015年に日本に転居し、以後、日本において婚姻生活を送っていたが、その直後からYの不貞行為により夫婦関係が悪化し、2022年には、Yは協議に応じないまま一方的に甲国に帰国し、それ以降、Xは日本に、Yは甲国にそれぞれ住所を有している。Xは、2011年に甲国に所在するA不動産の所有権を取得し、2020年には日本に所在するB不動産の所有権も取得していた。

別居開始から3年が経過し、Xは、日本の裁判所にYを被告として、（ア）離婚、（イ）慰謝料（離婚そのものを理由とする精神的苦痛への賠償）、（ウ）財産分与（夫婦財産の分配と清算）を求めて訴訟を提起した。なお、日本は夫婦財産制として別産制を採用しているのにたいして、甲国は共有財産制を採用している。

（小問1）

本件訴訟における各請求について、日本の裁判所に国際裁判管轄権が認められるかについて論ぜよ。

（小問2）

上記各請求について日本の裁判所に国際裁判管轄権が認められると仮定して、上記各請求の準拠法の決定について論ぜよ。

【設問2】（50点）

民法90条、法の適用に関する通則法42条、民事訴訟法118条3号における「公の秩序又は善良の風俗」の異同について、裁判例又は具体例を挙げながら論ぜよ。

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（環境法）

試験時間：（90）分

問1【50点】

法人Yは、A保育園の設置・運営を計画し、近隣住民への説明会を開催した。A保育園の近隣に居住するXは、同説明会に参加し、Yに対し騒音対策をとるよう要望した。Yはこの要望を受けて、A保育園とX住居敷地の間に防音壁を設置するなどの対策をとることとした。A保育園が実際に開設されると、Xは園児の発する叫び声や歓声などに不快感を覚え、度々Yに苦情を述べてきた。Yも、園庭遊びの仕方や時間を工夫するなどして騒音対策を執り、騒音レベルは抑制されるようになった。しかし、A保育園からの騒音レベルは、概ね L_{Aeq} で50デシベル（「気にならない」、「あまり気にならない」、「少しうるさい」、「うるさい」のうち「少しうるさい」程度のうるささ感）以下にとどまっていたものの、60デシベル（「うるさい」という程度のうるささ感）を超えることもあったことから、ついにXは受忍限度を超えているとして、Yに対し騒音差止請求訴訟を提起するに至った。Xの請求は認められるか、判例に照らして検討しなさい。

問2【50点】

循環型社会形成推進基本法は、3Rと拡大生産者責任に関する規定を置く。これに関し、以下の（1）と（2）に答えなさい。なお、本問の解答にあたって、法律の条文を具体的に示す必要はない。

- （1）3Rについて具体例を示しつつ説明しなさい。
- （2）拡大生産者責任について一般的な説明をした上で、同責任を採用したといわれる国内法を1つ挙げ、その仕組みの概要を説明しなさい。

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（西洋法制史）

試験時間：（90）分

【設問1】（50点）

19世紀初頭ドイツに台頭した「歴史法学」の創設者サヴィニーが後世に及ぼした影響について論ぜよ。

【設問2】（50点）

法典編纂の目的や役割は時代や国・地域などにより異なる。ヨーロッパ史上編纂された「法典」の例を2つ以上挙げながら、それら諸法典の相違点と共通点を論ぜよ。

法律学 専攻 _____ 領域（博士前期/修士・**博士後期**・前後期共通）

試験科目：第 1 外国語（日本語）／専門科目（ ）

試験時間：（ 60 ）分

第1問（50点）

次の文章を読んで、次のページの設問に答えなさい。

なお、「*」が付されている語句については、文章の最後に説明がある。

デジタル化が国民主権原理・民主主義に与えるリスクも、AE*とAI（人工知能）との協調・共犯関係と深く関連している。先述のように、AEの宿命として、データとアルゴリズム・AIを用いた強度のリコメンデーションやターゲティングが行われる。その結果形成されるのが、個人が「個別化」された情報に包み込まれるフィルターバブルであり、この閉鎖的情報空間から発生するのが、エコーチェンバー現象である。「反響室」とも訳されるこの現象は、個別化された空間の中に自らの政治傾向に似た見解が大量に流入し、それが閉じた空間内に強く響きわたることによって、当初の政治傾向を次第に過激化・極端化させていくことを言う。こうした現象は、ネット・ユーザーを複数の集団に分断する「部族化（tribalization）」を招き、国民間の対話と統合を困難にすると言われる。かつて米国の憲法学者キャス・サンステインは、他者の見解に晒されること、共同体の構成員が共通体験を持つことを民主主義の前提条件としたが、アテンション狙いの過度の「個別化」がもたらす部族化や分断は、この条件を破壊し得る。また、AEとAIの協調・共犯関係は、偽情報の影響力を倍増させる。いかにアテンション（閲覧数やサイトでの滞在時間）を得られるかが重要となるAE市場では、退屈な真実よりも、認知過程を強く刺激する偽情報のほうが拡散するからである。しかもAIは、先述のように、偽情報に脆弱な者をピンポイントで選び出すことができる。こうして虚偽に取り囲まれた者にとって、「真実は存在しない」（マイケル・パーソンズ）。

一定の批判能力（リテラシー）を持つ者も、人間のように振る舞うボット（自動投稿プログラム）やディープフェイク（敵対的生成ネットワークのような機械学習を使った素材加工）による攻勢からは逃れ難い。ディープフェイクの高精度化により、動画の中で演説する大統領が本物か偽物かの判別はきわめて難しくなるし、仮に偽物だと頭では理解しても、無意識下で当該大統領に対する印象が操作・改変されている可能性はある。民主主義は、ファクトを基礎にしてしか成り立たないのであり、その基礎が崩れた社会で、歴史上これまで試みられてきたものの中で最もマシなこの政治システムが、持続可能であるはずがない。

ではどうすればよいのか。端的に言えば、AEに一元支配された言論空間を健全化しなければならない。それには、表現の自由のパラダイム転換が必要となる。この権利は、情報の供給が過少で、我々が情報に飢えている時代に構築された。それがために、表現者（送り手）を保護して情報の供給量を増やすことに重点が置かれた。これに対し、ネットが極限まで発達したデジタル社会においては、誰もが容易に情報発信できるために、情報の供給量が圧倒的に過剰となり、我々は常に情報を浴びせられているような状況に置かれる。この情報過剰社会において、従前のように表現の国家からの自由を単調に叫ぶことは、アテンション狙いで偽情報等を送り、情報環

境を汚染しようとする者を利するだけである。もちろん、このことは、偽情報等の駆逐のため、国家による情報統制や検閲を積極的に認めるべきとの主張をまったく意味しない。それは憲法上厳格に禁止されなければならない。重要なのは、言論の場を提供する DPF**の多元性を国家が維持しつつ、各 DPF に対し、偽情報対策など、場の健全化に向けた自主的な取り組みを強く促していくことである。・・・ (略) ・・・

デジタル社会において、表現の自由は、送り手の表現を単純に保護するだけでなく、偽情報や誹謗中傷投稿等で汚染されていない健全な情報環境を享受する受け手の自由（偽情報からの自由、エコーチェンバーからの自由など）を保護するものと解すべきである。国家は、この自由を実現するため、情報衛生（information hygiene）に向けた DPF の自主的な取り組みを促進する責務を有すると考えるべきであろう。

出典：山本龍彦『〈超個人主義〉の逆説—AI 社会への憲法的警句』（2023 年、弘文堂）

出題にあたり一部を改めた。

AE*：アテンション・エコノミーの略語。情報過剰時代には、供給される情報量に対し人々が払えるアテンションや費やせる時間が希少となるため、それらが経済価値をもって取引される。こうした経済圏では、いかにユーザーの認知過程をハックし、その者が最も強く反応するものを選択的に送り、彼らからアテンションを奪えるかが決定的な意味を持つ。

DPF**：デジタルプラットフォームの略語。代表例として、Amazon、Google、Apple、Meta などがある。

【設問 1】

「AE と AI の協調・共犯関係は、偽情報の影響力を倍増させる」のはなぜか。

【設問 2】

著者は、民主主義の条件をどのようなものと考えているか。

【設問 3】

上記文章中の下線部「表現の自由のパラダイム転換」の目的、および内容についてそれぞれ説明しなさい。

第 2 問 (50 点)

次の文章を読んで、次のページの設問に答えなさい。

思考することと行動することは別のように考えられがちだが、論理的に思考することと、合理的に行動することは連動している。なぜなら合理的であること／合理的な行為は、各領域の論理によって決まるからである。ある領域の論理のもとで合理的であることが、別の領域の論理のもとでは不合理になる。この点をもう少し詳しく説明しよう。

合理性は、ドイツの社会学者ウェーバーの合理性の理論をもとに「形式合理性」と「実質合

理性」の二つに大きく分けることができる……。

実質合理性は、「何が行為を決断するに値する価値を持つ目的なのか」という目的の判断に関する合理性である。それに対して、形式合理性は、決定済みの目的に対して、最も効率的な手段、あるいは理論上確実な手段を選択する合理性である。言い換えれば、実質合理性は、目的そのものの価値を考えて特定の理念／理想を達成しようとするのに対して、形式合理性は、特定の価値や内容とは無関係に、目的に対する「手段」を計算や法則／規則を適用して技術的／道具的に選択することを指す。

形式合理性の目的の達成に向けて「形式的に手段を選択すること」に合理性を認めると、計算による数値の比較考量によって、合理的な行為に順位をつけて判断ができる（経済合理性）。または法則／規則の適用によって合理的行為とそうでない行為の線引きができる（法手続きの合理性）。形式合理性においては、目的の達成に直接結びつく行為が合理的行為となり、目的が達成されたかどうかの判断もつく。それに対し、目的をなんらかの価値の実現に置いた場合、ある価値観が達成されたかどうかは、数値などの客観的な指標によって評価することができないために、価値に照らして望ましいあるいは正しいとされる行為や、価値に整合的な態度を示すことが合理的行為となる。形式合理性は行為の「結果」を重視するのに対して、実質合理性は目的達成の「過程」となる「行為そのもの」に価値を置く。これら二つの合理性は、相反する合理的行為を想定しており、合理的に行動するといっても、どの合理性に基づくかをはっきりさせることが必要なのが分かる。

ウェーバーは、集団間の衝突はなぜ起こるのかに興味を持ち、葛藤の原因をこの合理性の違いに求めた。ある行為はそれ自体で非合理であることは決してなく、ある視点に立つとそれが合理的にも非合理にも見える。なぜなら合理と非合理の線引きは、目的と手段の間にどのような因果関係を見るかによるからである……。形式合理性の〈目的－手段〉の強く明らかな因果関係に対して、実質合理性の目的と手段は、ゆるく曖昧な因果の関係、むしろ因果というよりはある価値観と行為の間の理論の上での「論理的な関係」で結ばれている。形式合理性における手段選択の計算可能性と効率性は、実質合理性の博愛や平等などの価値の重視との間に強い緊張関係を生み、これら二つの異なる合理性を用いる社会や共同体の間に和解し難い対立を生むとウェーバーは述べている。

出典：渡邊雅子『論理的思考とは何か』（2024年、岩波書店）

出題にあたり一部を改めた。

【設問1】

この文章を300字から400字程度で要約しなさい。

【設問2】

この文章を参考に、法治主義において形式合理性に基づく法適用が重視されるのはなぜか、それにもかかわらず実質合理性との緊張関係が生じるのはなぜか、論じなさい。

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・**博士後期**・前後期共通）

試験科目：第 2 外国語（英語）／専門科目（ ）

試験時間：（ 60 ）分

問1 下記の文章を読み、下線部が具体的に何を意味しているのか、問題文に則して2つ具体例を挙げなさい。（50点）



出典 Cynthia Enloe, *Globalization and Militarism: Feminists Make the Link*, Rowman & Littlefield Publishers, 2007: 3-4

問 2. 下線部 (1) ~ (4) を日本語に訳しなさい。(50 点)

(1) Increasingly, one might question whether nationality is the grouping that really matters.

Governmental powers, economies, cultures, and many other social phenomena exist at local, provincial, national, regional, and continental levels; and (2) it is at least arguable that the devolution of powers from the national to the local level, and the drift of powers from national governments to supranational bodies such as the organs of European Union, is steadily eroding the practical significance of the nation-State from above and below. Indeed, it is not fanciful to view the EU, NATO, attempts to establish an Islamic caliphate in the Middle East, and attempts to persuade States to stand together to defend 'western values' as all being manifestations (among many others) of the same perception: that (3)the nation-State is not the size or kind of social unit that is best suited to each and every one of the agendas and aspirations of its citizens and of those who govern them.

The answer to questions about the continuing utility of nationality obviously depends upon how one tests 'what matters'. It is probably true that, as a matter of fact, most inhabitants of the planet, most of the time, are not concerned with questions of international affairs or international economic or social policies. Life is generally lived locally, within a local rather than a national or international framework. Nonetheless, when action is required, to alleviate the effects of poverty or disease or flooding or drought, for example, one still looks primarily to national governments. They are the bodies that raise and spend most taxes, and that have most control over armed forces and over the roads and railways, the schools and hospitals, and so on upon which citizens depend. National governments have the most control over matters such as immigration and emigration and international trade. (4)Even in relation to matters such as policing and power supplies, in which local or regional authorities may be the primary controllers and determiners of policies and priorities, national governments usually have a degree of overarching or residual control that makes them the natural focus of social power and activity.

出典 Vaughan Lowe, *International Law : A Very Short Introduction*, Oxford University Press, 2015: 84-85.

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・**博士後期**・前後期共通）

試験科目：第 2 外国語（独語）／専門科目（ ）

試験時間：（ 60 ）分

第1問 以下の文章を日本語に翻訳せよ。【50点】

Die Kinderrechte sind eine wichtige Errungenschaft der (Welt-)Gesellschaft. Bis zur Verabschiedung des Übereinkommens der Vereinten Nationen über die Rechte des Kindes im Jahr 1989 war die Vorstellung, dass Kinder eigene Rechte haben, höchst umstritten. Heute zählt die UN-Kinderrechtskonvention 196 Vertragsstaaten – mehr als jeder andere Menschenrechtsvertrag. Mit der Anerkennung der Kinderrechte hat sich die Sicht auf Kinder und ihre Stellung in der Gesellschaft grundlegend verändert. Ungerechtigkeiten gegen Kinder können nun wirkungsvoller angeprangert und mit rechtsstaatlichen Mitteln bekämpft werden.

Jede dokumentierte Verletzung der Kinderrechte zeigt weltweite Missstände auf, wie Kinder brutal misshandelt, tausendfach übergangen und Entwicklungschancen beraubt werden. In den letzten dreißig Jahren hat sich die Zahl der Kinder, die in Konfliktgebieten leben, mehr als verdoppelt und liegt nun bei 468 Millionen – also eines von sechs Kindern. Vereinten Nationen berichten von einer dramatischen Zunahme von schweren Kinderrechtsverletzungen im Zusammenhang mit bewaffneten Konflikten. Ende 2023 waren weltweit rund 47 Millionen Kinder auf der Flucht vor Konflikten, Verfolgung, Gewalt und anderen Menschenrechtsbedrohungen. Jede achte Frau ist als Minderjährige von sexueller Gewalt betroffen. Eine Milliarde Kinder sind heute durch die Auswirkungen der Klimakrise extrem gefährdet.

【出典：Jonas Schubert, Kinderrechte - ein unerfülltes Versprechen
<https://www.bpb.de/themen/recht-justiz/dossier-menschenrechte/556176/kinderrechte-ein-unerfuelltes-versprechen/> (2026/01/13 最終閲覧)】

第2問 以下の文章を日本語に翻訳せよ。 【50点】



[出典 : Lennart Späth, Umverteilung von Lebenschancen als vollendetes oder versuchtes Tötung-
oder Körperverletzungsdelikt? (2018) 文中一部略]

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・**博士後期**・前後期共通）

試験科目：第 2 外国語（仏語）／専門科目（ ）

試験時間：（ 60 ）分

問1【50点】

次の仏文を読み、その全文を日本語に訳しなさい。

【出典】Muriel Fabre-Magnan et François Brunet, Introduction générale au droit, 2^e édition, puf, 2022, p.155

問2【50点】

次の仏文を読み、その全文を日本語に訳しなさい。なお、以下の文章は、子どもの権利条約12条が規定する「意見を表明する権利」に関する論説の一部である。

子どもの権利条約

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 [略]

出典：Éric DELEMAR, *Prise en compte de la parole de l'enfant*, Dr.Famille 2022, Dossier n°18.

法律学 専攻 _____ 領域（博士前期/修士・**博士後期**・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（ 刑法 ）

試験時間：（ 90 ）分

【問1】（50点）

下記の事例における X の罪責につき、同様の事案における判例の立場を明示した上で、検討の上、自身の結論を示しなさい（なお、設問と関連のない記載は評価の対象としません）。

X は、非舗装路面を自動車で行き、所要時間を競うダートトライアル競技の初心者であり、走行の経験が浅く運転技術も未熟であったが、競技歴のある経験者 A が助手席に同乗して指導するとの申し出を受けて、A を乗せてコースの走行を開始した。X は途中で急な下り坂のカーブに差し掛かる際に、A から指示をされたにもかかわらず十分な減速を行えなかったため、曲がり切れずにコース右側の丸太の防護柵に車両前部を激突させ、その結果 A を死亡させた。なお、ダートトライアル走行は社会的に定着したスポーツであり、本件以前に重大事故が起きたことはなく、本件走行も所定のルールに従って行われていたことが認められる。

【問2】（50点）

下記の事例における X の罪責につき、同様の事案における判例の立場を明示した上で、検討の上、自身の結論を示しなさい（なお、設問と関連のない記載は評価の対象としません）。

X は A と相談の上、知人 D が覚せい剤等を所持している状況を目撃したという虚構の話を作り上げ、A と共に警察署を訪れ、刑事課組織犯罪対策係所属の警部補 B 及び巡查部長 C から、D を被疑者とする覚せい剤取締法違反被疑事件について参考人として取り調べられた際、虚偽の目撃供述をした。その際、X らの説明、態度等からその供述が虚偽であることを認識するに至った B 及び C から、覚せい剤所持の目撃時期が古いと令状請求をすることができないと示唆され、「適当に2か月程前に見たことで書いとったらええやん」などと言われると、X らはこれに応じて、そういえば2か月前にも D に会ったなどと話を合わせ、具体的な覚せい剤所持の目撃時期、場所につき、X の作り話に従って虚偽の供述を続けた。C は、X らと相談しながら具体化させるなどした虚偽の供述を、それと知りながら、A を供述者とする供述調書1通を作成した。A はその内容を確認し、C から「正直、僕作ったところあるんで」「そこは流してもうて、注射器とか入ってなかったっていう話なんすけど、まあ信憑性を高めるために入れてます」などと言われながらも、末尾に署名指印をした。

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・**博士後期**・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（国際経済法）

試験時間：（90）分

問1（50点）

2025年1月の第二次トランプ政権発足直後から、米国は一連の追加関税（1962年通商拡大法232条に基づく品目別関税（鉄鋼、アルミ、自動車等）、及び国際経済緊急権限法（IEEPA）に基づく相互関税並びに国別関税（中国、カナダ等）を課し、7月下旬から順次その引き下げをめぐって二国間合意を締結してきた。

このような二国間合意の内容を説明し（特定国との合意を取り上げても、これらの合意に共通する要素を論じてもよい）、WTO協定及び同協定附属書中の条文に具体的に言及した上で、その協定整合性を論じなさい。更に、かかる二国間合意の蔓延がもたらすWTO体制に対する影響を論じなさい。

問2（50点）

かつてWTO上級委員会は、最初の上訴案件である米国・ガソリン規制事件（DS2）において、WTO法を一般国際法から「隔絶して（in clinical isolation）」解釈してはならない、と論じた。これを踏まえ、具体的にWTO協定附属書二の紛争解決了解（DSU）の規定に言及しつつ、WTO紛争解決手続において国際法（一般国際法、他の国際条約）が果たす役割とその限界について論じなさい。

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・**博士後期**・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（政治学／国際政治学）

試験時間：（ 90 ）分

1. 政治においてジェンダーがどのような影響を及ぼすのかについて、具体例を挙げて論じなさい。（50点）
2. あなたが研究計画を作成するにあたって最も影響を受けた研究書を1冊ないしは2冊、あるいは研究者を1人ないし2人挙げ、その書物／研究が学術的にどのような評価に値するのか論じなさい。（50点）